

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内容	修正案の概要（主要なもの）
第 1 章 総 則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	-
第 2 章 原子力災害 事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育及び訓練の実施等	-
第 3 章 緊急事態 応急対策	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、並びに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	< 通報規則等の改正に伴う修正 > < 第 1 節、第 2 節、第 3 節 > ・警戒事象の発生後の経過に係る様式の見直し等 ・応急措置の概要報告を適切な間隔で定期的に報告する運用を明記 ・緊急時活動レベル（EAL）事象及び事象説明の見直し
第 4 章 原子力災害 中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	-
第 5 章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	-